

MSIS-201005-03	クリアコート		神戸合成株式会社	
SDS(安全データシート)	作成日	2010年12月1日	改定日	2015年7月12日 第3版

1 製品及び会社情報

製品名	クリアコート
製品コード	1300-201-005-00
会社名	神戸合成株式会社
住所	兵庫県小野市匠台10番地
担当部門	品質保証本部
担当者	宮岡祐士
電話番号	0794-64-7771(AM9:00-PM5:00、土日祝日弊社指定休日を除く)
FAX番号	0794-64-7772
緊急連絡の電話番号	0794-64-7771(AM9:00-PM5:00、土日祝日弊社指定休日を除く)
奨励用途及び使用上の制限	自動車・二輪車・農機具の高温部の補修・油性タイプ(クリア)(業務用)
整理番号	MSIS-201005-03

2 危険有害性の要約

GHS分類

・エアゾール	区分1
・皮膚腐食性/刺激性	区分2
・目に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2
・皮膚感受性	区分1
・生殖細胞変異原性	区分2
・発がん性	区分2
・生殖毒性	区分1
・特定標的臓器毒性－単回ばく露	区分1(中枢神経、呼吸器、腎、肝)
・特定標的臓器毒性－単回ばく露	区分3
・特定標的臓器毒性－反復ばく露	区分1(中枢神経、聴覚、呼吸器、腎、肝、骨)
・水性環境有害性、短期間(急性)	区分2
・水生環境慢性有害性	区分2
その他の項目は、「分類対象外」もしくは「分類できない」に該当	

GHSラベル要素

シンボル

- ・炎
- ・健康有害性
- ・感嘆符
- ・環境



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- ・極めて可燃性/引火性の高いエアゾール
- ・高压容器:熱すると破裂のおそれ
- ・皮膚刺激
- ・強い眼刺激
- ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- ・遺伝性疾患のおそれの疑い
- ・発がんのおそれの疑い
- ・生殖能または胎児への悪影響のおそれ
- ・臓器(中枢神経、呼吸器、腎、肝)の障害
- ・呼吸器への刺激のおそれ
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・長年にわたる、または反復暴露による臓器(中枢神経、聴覚、呼吸器、腎、肝、骨)の障害
- ・長期継続的影響により水生生物に毒性

MSIS-201005-03	クリアコート		神戸合成株式会社	
SDS(安全データシート)	作成日	2010年12月1日	改定日	2015年7月12日
				第3版

3 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

成分名/化学名	含有量 (wt%)	CAS No.	化学式	化審法No.	安衛法No. 通知対象物質	PRTR法No.	毒劇物 該当
トルエン	16.2	108-88-3	C6H5CH3	(3)-2	407	1種300	該当※
キシレン	6.0	1330-20-7	(CH3)2C6H4	(3)-3	136	1種80	該当※
エチルベンゼン	4.5	100-41-4	C6H5CH2CH3	(3)-28	70	1種53	非該当
酢酸ノルマルブチル	1~5	123-86-4	CH3COO (CH2)3CH3	(2)-731	181	非該当	非該当
シクロヘキサノン	1~5	108-94-1	C6H10O	(3)-2376	231	非該当	非該当
メタノール	1~5	67-56-1	CH3OH	(2)-201	560	非該当	該当※
ブタノール	<1	78-83-1	C4H10O	(2)-3049	477	非該当	非該当
ブチルセロソルブ	<1	111-76-2	CH3(CH2)2 O(CH2)2OH	(2)-407	79	非該当	非該当
メチルイソブチルケトン	<1	108-10-1	CH3COCH2 CH(CH3)2	(2)-542	569	非該当	非該当
樹脂	公開できない	公開できない	公開できない	既存	非該当	非該当	非該当
DME	40~60	115-10-6	C2H6O	(2)-360	非該当	非該当	非該当

化審法No.: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)官報公示整理番号

安衛法No.: 労働安全衛生法(安衛法)第57条の2第1項政令指定物質の政令番号

PRTR法No.: 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)対象化学物質の政令番号

毒物劇物取締法 毒物及び劇物取締法の別表一(毒物)、別表二(劇物)、別表三(特定毒物)毒物及び劇物

4 応急処置

吸入した場合

蒸気、ガスなどを大量に吸い込んだ場合には、直ちに新鮮な空気の場所へ移動させ、安静にし、必要に応じて医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合

大量の水及び石鹼又は皮膚用洗剤を使用して十分に洗い落とすこと。

外観に変化が見られたり、痛みがある場合には、直ちに医師の診断を受けること。

目に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で、15分以上洗浄する。瞼の裏まで完全に洗うこと。

コンタクトレンズを着用し、容易にとれる場合は、コンタクトレンズをはずし、更に洗浄を続ける。

できるだけ速く医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

吐かせずに、医師の診断を受ける。

口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。

MSIS-201005-03	クリアコート		神戸合成株式会社	
SDS(安全データシート)	作成日	2010年12月1日	改定日	2015年7月12日 第3版

5 火災時の措置

消火剤

炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂
水を消火に用いてはならない

特有の消火方法

可燃性のあるものを周囲から速やかに取り除くこと。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項

作業の際には保護手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用する。
屋内で漏洩した場合は十分に換気を行うこと。
風上から作業し、風下の人を退避させる。
着火した場合に備えて、消火用機材を準備する。

環境に対する注意事項

流出した製品が河川等に排出され、環境へ流出しないように注意する。

除去方法

漏出物を密閉できる空容器に可能な限り回収する。
回収後の少量の残留分は、土砂(おがくず・土・砂・ウエス等)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取る。
少量の場合、おがくず、ウエス、砂等を用いて吸着させて、密閉できる空容器に回収する。

7 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い

技術的対策

温度40℃以上の所では取扱わないこと。
温度40℃以上に暖めないこと。
長時間噴射させないこと。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。

局所排気・全体排気

局所排気内、または全体換気のある場所で取扱う。

安全取り扱い注意事項

保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する
作業場内での飲食、喫煙は絶対にしてはならない。
使用後はよく手を洗うこと

保管

技術的対策

適切な保管条件

温度40℃以上になる所に保管しないこと。
水分や湿気の多い所に保管すると容器を腐食させて爆発の恐れがあるので注意すること。
通気の良い場所に保管すること。
子供の手の届かない所に、施錠して保管すること。

MSIS-201005-03	クリアコート		神戸合成株式会社	
SDS(安全データシート)	作成日	2010年12月1日	改定日	2015年7月12日 第3版

8 暴露防止及び保護措置

設備対策

局所排気装置、全体換気の設備を使用する。

許容濃度

成分名	管理濃度	許容濃度 (日本産業衛生学会)	許容濃度 (ACGIH)
トルエン	20ppm	50ppm	20ppm
キシレン	50ppm	50ppm	100ppm
エチルベンゼン	未設定	50ppm	100ppm
酢酸ノルマルブチル	150ppm	100ppm	150ppm
シクロヘキサノン	20ppm	25ppm	20ppm
メタノール	200ppm	200ppm	200ppm
ブタノール	25ppm	50ppm	20ppm
ブチルセロソルブ	25ppm	未設定	20ppm
メチルイソブチルケトン	50ppm	50ppm	50ppm
樹脂	未設定	未設定	未設定
DME	未設定	未設定	未設定

保護具

必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を使用する。

目および皮膚の保護具

必要に応じて、保護眼鏡、保護手袋、防毒マスク等の適切な保護具を着用する

9 物理的及び化学的性質

	【原液】	【噴射剤】
外観・形状	液体	液体(加圧時)
色	無色	無色透明
臭い	溶剤臭	独特な甘味臭
沸点範囲	136～155℃ (推定値)	>-42℃ (推定値)
引火点	4℃ (迅速平衡式)	-41.1℃ (推定値)
発火点	370℃ (推定値)	350℃ (推定値)
爆発限界	1.1～9.4vol% (推定値)	3.4～27.0vol% (推定値)
密度(比重)	0.9～1.0	0.6～0.7
溶解性	水に不溶	水に可溶

10 安定性及び反応性

安定性

通常の条件では安定

反応性

強酸化剤と接触すると激しく反応する。

MSIS-201005-03	クリアコート		神戸合成株式会社	
SDS(安全データシート)	作成日	2010年12月1日	改定日	2015年7月12日 第3版

積載方法

運搬時の積み重ね高さは3m以下

混載禁止

第一類及び第六類の危険物

海上輸送

船舶安全法に定めるところに従う。

航空輸送

航空法に定めるところに従う。

輸送の特定の安全対策及び条件

容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、破損がないように取扱い、荷崩れの防止を確実に行う。

15 適用法令

高压ガス保安法

該当せず

消防法

法第2条第7項危険物別表第1

第四類第一石油類

毒物及び劇物取締法

法第2条別表第1、別表第2、別表第3

該当せず

労働安全衛生法

法57条第1項(表示対象物質)

エチルベンゼン、キシレン、酢酸ノルマルブチル、シクロヘキサノン、トルエン、メタノール

法57条の2第1項(通知対象物質)

3.組成、成分情報に記載

施行令別表第1危険物

引火性の物

施行令別表第3特定化学物質

エチルベンゼン

施行令別表第6の3有機溶剤

第二種有機溶剤

化学物質排出把握管理促進法 施工令別表第1第1種指定化学物質

エチルベンゼン、キシレン、トルエン

施工令別表第2第2種指定化学物質

該当せず

16 その他の情報

引用文献

JIS Z 7253:2012 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法

-ラベル,作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

産業中毒便覧

(医歯薬出版株式会社)

16112の化学商品

(化学工業日報社)

危険物船舶運送及び貯蔵規則 (海文堂)

GHS分類結果データベース (独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)

原材料MSDS

※この安全データシートは日本国内向けに作成していますので、無断での翻訳・海外向けへの交付はご遠慮くださいますようお願いいたします。

製品を海外に輸出する場合には、仕向け国の法令・規制について事前にご確認ください。

※この情報は、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考として、取扱う事業者提供されるものです。

※記載内容は現時点で入手できる資料および情報に基づき作成しております。新しい知見および試験情報等により改正されることがあります。

取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。

従いまして、この安全データシートそのものは、安全の保証書ではありません。